

10月は「食品ロス削減月間」です！

HP 19526 問環境総務課（☎824・0911）

食品ロスとは、「本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品」のことです。

市の家庭ごみのうち、約6%（約1,700t/年）は手つかずの食品です。また、日本では令和6年度に、約461万トンの食品ロスが発生したと推計されています。

食品ロスを減らすためには、皆さん一人ひとりの心掛けがとても大切です。

ぜひ、「ねやがわ30・10運動」を実践し食品ロスを減らしましょう！

フードドライブを常設しています！

フードドライブとは、家庭で余っている食材を持ち寄り、食品が必要な地域の福祉団体や施設に寄付する活動のことをいいます。市内3か所でフードドライブ（食品提供）を受け付けています。

回収日時 各施設開庁日の午前9時～午後5時

回収場所 市役所1階総合案内、産業振興センター1階、保健福祉センター1階総合案内

回収対象食品 賞味期限が1か月以上あり、包装・外装が破損していない未開封の缶詰、インスタント・レトルト食品（冷蔵・冷凍品は不可）、調味料、お菓子、乾物、飲料（アルコールは不可）、乳児用食品、健康食品

ねやがわ30・10運動

毎月10日・30日は冷蔵庫を整理し、不要な食材を買わないようにしましょう！

☑ 食材の指定席を決めよう！

☑ 種類や用途で分類しよう！

☑ トレーやボックスで整理しよう！

☑ 透明容器で中身が見える化しよう！

☑ 使いかけの野菜はまとめよう！



廃プラスチック・ペットボトルは正しく分別して出しましょう！

HP 6589 問環境総務課（☎824・0911）・環境事業課（☎820・7400）

● 廃プラスチックの出し方



プラマークが付いた容器や包装を出してください。



卵パック



食品トレイ



発泡スチロール



お菓子の袋

※プラマークのないパケツなどの硬質プラスチック製品は「不燃ごみ」に出してください。

● ペットボトルの出し方



PET

PETマークが付いたボトルを出してください。



キャップとラベルは「必ず」外してから捨ててください。

※廃プラスチック、ペットボトルで、軽くすいでも汚れの取れないものは「可燃ごみ」に出してください。

食用油をリサイクル！

HP 26813

問環境事業課（☎821・4039）

使用済み食用油を回収しています。

家庭で使用された食用油をリサイクルすることにより、ごみの減量化・再資源化の推進、環境負荷の低減などの取り組みを進めています。

回収ボックス設置場所

9月末まで

市役所
市立保健福祉センター
市立産業振興センター
市立消費生活センター

10月から

市役所
市立保健福祉センター
市立産業振興センター
市立学び館（市立東障害福祉センター）

● 時間は、各施設午前9時～午後5時

排出方法

使用済みの食用油を不要なキャップ付きのペットボトルに入れて、市内に設置の回収ボックスに入れてください。

その他

賞味期限を過ぎた油も排出可能です。ただし、事業所から出た油、業務用油は回収できません。



自己託送制度を活用した電力の地産地消

問環境事業課（☎821・4039）

令和8年4月からごみ焼却により発電した電力を市内公共施設（全市立小・中学校など）に供給しています。

● 自己託送制度のイメージ



効果その1

自己託送制度を活用し、市内公共施設に電力を供給することでCO₂の排出量削減を図ります。

効果その2

市内公共施設の電気料金の削減を図ります。

小型家電・小型充電式電池などの捨て方について

HP 6693

問環境事業課（☎820・7400）・環境総務課（☎824・0911）

ごみ減量・発火事故防止のため、小型家電製品（携帯電話やデジタルカメラなど）や小型充電式電池（モバイルバッテリーなど）の分別をお願いします。

「不燃ごみ」の日に充電式の小型家電製品や小型充電式電池を出す場合は、発火などを防ぐため、他のごみと別の透明袋で、袋に赤字で「電池」と書いて出してください。

公共施設などに設置の「使用済み小型家電回収ボックス」による回収も行っています。



▲回収ボックス設置場所一覧



※設置場所や小型家電の種類などは、市公式アプリ「もっと寝屋川」や市ホームページ、クリーンカレンダーで確認できます。

土・日曜日・祝日・年末の持ち込みごみ受入日のお知らせ

HP 2576 問環境事業課（☎821・4039）

10月	10日(土)・12日(祝)・25日(日)
11月	3日(祝)・14日(土)・22日(日)・23日(祝)
12月	12日(土)・27日(日)・29日(火)

いずれも午前9時～午後4時 ①家庭で発生した臨時ごみを持ち込むときは、本人確認書類を持ってください。②市で処理できないごみは持ち込むことができません。詳しくは市ホームページを見てください。※年内最終日(12月29日)は混雑するため、できる限りほかの日の持ち込みに協力をお願いします。

啓発看板の配布

HP 6833

問環境総務課（☎824・0911）

たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨て、ペットのフンの放置禁止を呼びかける看板を配布しています。

自宅の敷地内などに設置を希望する人は、申請してください。

申請

直接窓口で環境総務課又は市民サービス部市民生活担当



①ポイ捨て禁止!



②フンは持ち帰りましょう!

いずれも縦50cm×横30cm、プラスチック製